

# 高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科長選考規則

平成16年4月1日  
規則第333号

最終改正 平成19年3月4日規則第92号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科長（以下「研究科長」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 研究科長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 研究科長候補者の選考は、前項第1号の場合は任期満了の2月前までに、同項第2号又は第3号の場合は辞任の申出があったとき、又は欠員となったとき速やかに開始する。

(研究科長候補者の資格)

第3条 研究科長候補者は、高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科（以下「研究科」という。）の専任の教授である者とする。

(選考の方法)

第4条 研究科教授会は、研究科長候補者を選考するため、選挙を行う。

(選挙資格者)

第5条 選挙資格者は、選挙告示の日に研究科を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、告示の日に休職中の者及び外国旅行中の者は、選挙資格を有しない。

2 前項ただし書に該当する者が、投票日の前日までにその事由が消滅した場合は、申出により選挙資格を付与する。

3 選挙告示の日に選挙資格を有していた者が、選挙の前日までに、第1項本文の規定に該当しなくなった場合には、その資格を失う。

(選挙の期日)

第6条 選挙の期日は、研究科教授会において定める。

(選挙の定足数及び投票方法)

第7条 選挙は、選挙資格者の4分の3以上の投票を必要とする。

- 2 選挙は、単記無記名の投票により行う。
- 3 選挙は、代理投票によることができない。

(選挙の当選者)

第8条 前条による、有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。

- 2 投票の結果、有効投票数の過半数を得た者がいないときは、得票多数の上位2人（最上位に得票同数の者が2人以上あるときはその者すべてを加え、2位に得票同数の者があるときはその者をすべて加える。）について再投票を行い、得票多数の者を当選者とする。
- 3 前項の投票の結果、最上位に得票同数の者が2人以上あったときは、年長者を当選者とする。

(研究科長候補者の決定)

第9条 研究科教授会は、選挙の結果に基づき、研究科長候補者を決定し、学長に報告する。

(再選考)

第10条 研究科教授会は、研究科長候補者が辞退したときは、改めて選考を行う。

(研究科長の任期)

第11条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

(選挙管理委員会)

第12条 研究科教授会は、選挙に関する事務を管理するため、研究科長候補者選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(管理委員会の委員)

第13条 管理委員会は、研究科教授会において選出された3人の委員をもって組織する。

(管理委員会の委員長)

第14条 管理委員会の委員長は、委員の互選によって決める。

- 2 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。

(規則の解釈)

第15条 この規則の解釈について疑義があるときは、研究科教授会がこれを決定する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、選挙の実施に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月4日規則第92号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。